

第三十号議案

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月十九日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例（昭和三十年七月江戸川区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第四条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「三年を超えない範囲内」とあるのは「法第二十二條の二第一項及び第二項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、  
「三年に満たない場合」とあるのは「法第二十二條の二第一項及び第二項の規定に基づき任命権者が定める任期に満たない場合」とする。

第六條第一項中「第四條第一項及び第三項」を「第四條第一項（同條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

#### 付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(説明)

会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員に適用する休職の期間を定めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。